復興News（ニュース） 陸前高田
＜第3号＞
平成24年12月発行
陸前高田市復興対策局

1　米崎・小友・広田地区の防災集団移転促進事業計画が国土交通大臣の同意を得ました

これまで高台移転等の住宅再建意向確認調査や個別相談会などを行政区ごとを基本に開催し、それぞれの地区において結成された協議会において高台移転先等について意見交換が重ねられてきました。

そして、移転意向が概ねまとまった地区について事業計画を作成し、協議を進めてきたところ、１１月２２日付けで、米崎地区、小友地区、広田地区の防災集団移転促進事業計画に対する国土交通大臣の同意が得られたことから、今後、測量調査や詳細設計等を行い、造成工事等に着手します。

また、７月３１日付けで大臣同意を得ていた長部地区について、今泉土地区画整理事業地内を移転先とする事業計画の変更申請についても、同日付けで大臣同意を得ました。

事業計画の概要、スケジュールは次のとおりです。

	米　崎　地　区	小　友　地　区	広　田　地　区
事　業　区　域	脇の沢（脇の沢、浜砂、沼田）、堂の前	両替、三日市、柳沢、茂里花、新田、只出	大野、広田大野、六ケ浦、久保
移転促進区域	２６．５ｈａ	１３．４ｈａ	５．５ｈａ
移転対象戸数	３０７戸	２１３戸	７４戸
移　転　戸　数	１３３戸	５６戸	４５戸
事　業　費	約７，７８６百万円	約２，２８７百万円	約１，３６３百万円
事　業　期　間	平成２４年度～２７年度まで		

	長　部　地　区	
	（　変　更　前　）	（　変　更　後　）
事　業　区　域	月山、上長部、双六、要谷、福伏	月山、上長部、双六、要谷、福伏、今泉（古谷、湊、二日市）
移転促進区域	１２．６ｈａ	１４．６ｈａ
移転対象戸数	１８４戸	２２８戸
移　転　戸　数	９８戸	１１３戸
事　業　費	約２，９３３百万円	約３，３５４百万円
事　業　期　間	平成２４年度～２６年度まで	平成２４年度～２７年度まで

位置図（米崎地区）

（米崎・小友・広田地区の防災集団移転促進事業計画のつづき）

位置図（小友地区）

位置図（広田地区）

位置図（長部地区）

		Ｈ２４	Ｈ２５	Ｈ２６	Ｈ２７
事業計画		→	（必要に応じて事業計画変更）		
用地取得	移転跡地取得	→	→		
	移転先取得	→	→	→	→
移転先	測量・設計	→	→		
	造成工事	→	→	→	→
住宅再建	利子相当額助成	造成完了後、順次住宅建設	→	→	→
	移転費助成	→	→	→	→

詳しくは、復興対策局（内線443、444）まで。

２　がけ地近接等危険住宅移転事業（個別移転）に対する補助について

災害危険区域に指定された区域から、指定日以降に市が整備する高台の住宅地（防災集団移転促進事業により整備する団地）ではなく、自分で用意した土地に個別に移転する方（以下、「個別移転」という。）に、下記のとおり補助金を交付する予定です。詳細が決まり次第、改めてお知らせします。

◇　事業の概要

移転先の新たな住宅の建設（購入を含む。）のため、金融機関等から融資を受けた場合に発生する利息相当額及び災害危険区域内の住宅除却費等に対し補助を行うものです。

◇　補助対象要件

東日本大震災発災時（平成２３年３月１１日時点）に浸水区域に居住していた世帯で、災害危険区域指定後に区域外の安全な土地に個別移転すること。

※　災害危険区域指定前に、工事の着工、住宅再建に係る一切の契約（融資契約、工事等契約）を行っていた場合は、補助の対象となりません。補助金の交付申請を行い、市の補助金交付決定後に着手する必要があります。

※　土地区画整理事業区域内からの個別移転は、補助の対象となりません。

◇　補助金の額

⑴　除却等費

危険住宅の除去などに要する費用（撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等）に対する実費補助

一戸あたり限度額：７８万円

⑵　建設助成費

新たな住宅の建設又は購入（これに必要な土地の購入を含む。）のため、金融機関等から融資を受けた場合の借入金の利子相当額に対する補助

（利子の利率は８．５％以内）

一戸あたり限度額：７０８万円　（ただし、建物の限度額：４４４万円、土地の限度額：２０６万円、造成の限度額：５８万円）

◇　対象となる期間

災害危険区域に指定された日から平成２８年３月３１日まで

※　平成２８年３月３１日までに移転事業を完了する必要があります。

◇　利用手順

詳しくは、被災者支援室（内線321、323、324）又は復興対策局（内線441、442）まで。

3　災害公営住宅の住戸タイプイメージについてお知らせします

災害公営住宅については、被災者等入居者の家族構成や立地条件等によって生ずる多様なニーズに対応するため、以下の表のようなタイプを想定し整備する予定です。
また、各住戸タイプの標準的な間取りは以下の平面図のとおりです。

住　戸 タイプ	標準住戸規模 （専用面積）	間取り	入居対象世帯	【参考】家賃※
S	約４０㎡	１ＤＫ	単身（高齢者等）	約15,200円
M	約５５㎡	２ＤＫ	一般（２人以上）	約19,000円
L	約６５㎡	３ＤＫ	一般（３人以上）	約24,800円
M－K L－K	約５５㎡ 約６５㎡	１ＤＫ ２ＤＫ	車椅子常用者世帯	約24,800円

※　家賃については、月収10万円程度の世帯を想定したものであり、入居者の収入等により異なります。

詳しくは、建設課住宅推進係（内線474、475）まで。

出典：災害公営住宅の整備に関する方針（岩手県）

4　住宅再建等個別相談窓口を開設しています

東日本大震災により被災された皆様の住宅再建について、個別相談窓口を開設しています。

◇相談日　毎週月曜日から金曜日（祝日を除く）
◇時　間　午前８時３０分から午後５時まで
　　（午後５時以降については、事前に連絡をお願いします）
◇場　所　市役所４号棟２階「復興対策局」
◇対　象　震災により住宅が全壊または半壊し、住宅の再建を検討している人、または
　　防災集団移転促進事業による移転を検討している人
◇内　容　震災復興計画における集団移転事業や自力再建についての相談など
◇その他　土地区画整理事業区域内に土地を所有している人は、都市計画課（内線４６２、４６３）まで
　　お問い合わせください

問い合わせ：復興対策局（内線441、442）まで。

◆編集・発行◆　陸前高田市復興対策局　〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5　☎0192-54-2111（内線441）